



県章

山形県公報

平成27年12月25日（金）
第2709号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（総務厚生課）…1536
- 特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則……………（学事文書課）…1537
- 山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則……………（情報企画課）…1541
- 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する規則……………（同）…1542
- 山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…同
- 山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（子ども家庭課）…同
- 山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則……………（同）…1546
- 山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）…1554
- 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則…（障がい福祉課）…同
- 山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…1556
- 山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…1559
- 山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（同）…1562
- 山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則……………（雇用対策課）…1565

告 示

- 農用地利用配分計画の認可……………（農政企画課）…同
- 種畜証明書の交付……………（畜産振興課）…1568
- 家畜伝染病発生の届出……………（同）…同
- 県営土地改良事業の施行に伴う工事の完了……………（庄内総合支庁農村計画課）…同
- 道路の区域の変更……………（最上総合支庁建設総務課）…1569
- 一般国道の供用の開始……………（同）…同
- 河川区域の変更による廃川敷地等……………（河川課）…同
- 開発行為に関する工事の完了……………（村山総合支庁建築課）…同
- 同……………（同）…1570
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………（会計局）…同

議 会 関 係

告 示

- 山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程……………同

教育委員会関係

規 則

- 山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則……………1571

公安委員会関係

規 則

- 山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………1572
- 政治団体の届出事項の異動…………… 同
- 政治団体の解散……………1573
- 資金管理団体の指定…………… 同
- 資金管理団体の指定の取消……………1574
- 山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程… 同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則 1 - 2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則…………… 同
- 山形県人事委員会規則 4 - 1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則……………1575

企業局関係

規 程

- 山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

病院事業局関係

規 程

- 山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程…………… 同
- 山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………1576
- 山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程…………… 同

公 告

- 大規模小売店舗の新設に係る市町村等の意見……………（商業・県産品振興課） ……1577
- 駐車監視員資格者講習及び駐車監視員資格者認定考査の実施……………（公安委員会） …… 同
- 平成26年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………（監査委員） ……1579

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第68号**議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年2月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の5第2号中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第69号**特定個人情報の保護の特例に関する規則の一部を改正する規則**

特定個人情報の保護の特例に関する規則（平成27年10月県規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「別記様式」を「別記様式第1号」に改める。

第3条を第7条とし、第2条の次に次の4条を加える。

（委任による代理人の保有特定個人情報の開示請求）

第3条 保護特例条例第8条に規定する本人の委任による代理人（以下「委任による代理人」という。）が本人に代わってする保有特定個人情報の同条第1号の開示請求については、保護条例第11条第3項に規定する書面は、保有特定個人情報開示請求書（別記様式第2号）によるものとする。

2 前項の開示請求についての保護条例第11条第3項第3号に規定する規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 委任による代理人が本人に代わって保護特例条例第8条第1号の開示請求をする場合における本人の氏名及び住所
- (2) 希望する開示の方法
- (3) 希望する開示を行う場所

（委任による代理人であることを証明するために必要な書類）

第4条 委任による代理人であることについての保護条例第11条第4項（保護条例第14条第3項、第17条第5項及び第20条第3項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類は、委任による代理人に係る運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券その他の委任による代理人である者であることを確認するために実施機関が適当と認める書類及び委任状（開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）とする。

（委任による代理人の保有特定個人情報の訂正請求）

第5条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護特例条例第8条第2号の訂正請求については、保護条例第17条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報訂正請求書（別記様式第3号）によるものとする。

2 前項の訂正請求についての保護条例第17条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、委任による代理人が本人に代わって保護特例条例第8条第2号の訂正請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。

（委任による代理人の保有特定個人情報の利用停止請求）

第6条 委任による代理人が本人に代わってする保有特定個人情報の保護特例条例第8条第3号の利用停止請求については、保護条例第20条第2項に規定する書面は、保有特定個人情報利用停止請求書（別記様式第4号）によるものとする。

2 前項の利用停止請求についての保護条例第20条第2項第4号に規定する規則で定める事項は、委任による代理人が本人に代わって保護特例条例第8条第3号の利用停止請求をする場合における本人の氏名及び住所とする。別記様式を別記様式第1号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第2号

保有特定個人情報開示請求書

年 月 日

(実施機関名)

殿

氏名

住所

(郵便番号)

(電話番号)

特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第11条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有特定個人情報の内容	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び住所	
希望する開示の方法	1 文書、図画、写真又はフィルムの場合 <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） 2 電磁的記録の場合 <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 用紙に出力したものの交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） <input type="checkbox"/> 複製物の交付（郵送による交付の希望 <input type="checkbox"/> 有） ※ 技術的事情等により希望した方法による開示を実施することができない場合があります。
希望する開示を行う場所	<input type="checkbox"/> 行政情報センター（県庁） <input type="checkbox"/> 総合支庁窓口（ ） <input type="checkbox"/> 出先機関窓口（ ） <input type="checkbox"/> 警察本部・警察署（ ） <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人（ ）

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
 2 「開示請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
 3 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
 4 3の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状（請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）を提出してください。

実施機関記入欄（以下の欄は、記入しないでください。）

本人の委任による代理人である者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他（ ）
資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状（ <input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書 ）
受付年月日	年 月 日
備考	

様式第3号

保有特定個人情報訂正請求書

年 月 日

(実施機関名)

殿

氏名

住所

(郵便番号)

(電話番号)

特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第17条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る 保有特定個人情 報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
訂 正 を 求 め る 内 容	
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び 住所	(電話番号)

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「訂正請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のうち、訂正を請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 「訂正を求める内容」の欄は、どのように訂正することを求めるのか具体的に記入してください。
- 4 請求の際は、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。
- 5 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 6 5の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状（請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）を提出してください。

実施機関記入欄（以下の欄は、記入しないでください。）

本人の委任 による代理 人である者 確 認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
資 格 確 認	<input type="checkbox"/> 委任状 (<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書)
受付年月日	年 月 日
備 考	

様式第4号

保有特定個人情報利用停止請求書

年 月 日

(実施機関名)

殿

氏名

住所

(郵便番号)

(電話番号)

特定個人情報の保護の特例に関する条例第8条の規定に基づき、山形県個人情報保護条例第20条の規定により、次のとおり保有特定個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容	(開示を受けた年月日 年 月 日)
利用停止を求める内容及び理由	<input type="checkbox"/> 利用の停止 <input type="checkbox"/> 消去 <input type="checkbox"/> 提供の停止
請求者の区分	<input type="checkbox"/> 本人の委任による代理人
本人の氏名及び住所	(電話番号)

- (注) 1 各欄に必要な事項を記入し、該当する□にレ印を記入してください。
- 2 「利用停止請求に係る保有特定個人情報の内容」の欄は、開示を受けた保有特定個人情報のうち、利用停止を請求する保有特定個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
- 3 「利用停止を求める内容及び理由」の欄は、利用停止を求める内容及び理由を具体的に記入してください。
- 4 請求の際は、本人の委任による代理人である者であることを証明するために必要な書類（運転免許証、健康保険の被保険者証、旅券等）を提出し、又は提示してください。
- 5 4の書類のほか、その資格を証明する書類として、委任状（請求をする日前30日以内に作成され、本人の押印した印鑑に係る実施機関が適当と認める印鑑登録証明書（請求をする日前30日以内に作成されたもの）が添付されたもの）を提出してください。

実施機関記入欄（以下の欄は、記入しないでください。）

本人の委任による代理人である者確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()
資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状 (<input type="checkbox"/> 印鑑登録証明書)
受付年月日	年 月 日
備考	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第70号

山形県個人番号の利用に関する条例の施行に関する規則

（趣旨）

第1条 この規則は、山形県個人番号の利用に関する条例（平成27年12月条例第60号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（条例別表第1の規則で定める事務）

第2条 条例別表第1第1項の規則で定める事務は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の3第7項に規定する医療受給者証に関する事務とする。

2 条例別表第1第2項の規則で定める事務は、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とする。

3 条例別表第1第3項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項又は第31条の6第1項の規定による資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

4 条例別表第1第4項の規則で定める事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第7条第4項に規定する医療受給者証に関する事務とする。

（条例別表第2の規則で定める事務及び規則で定める特定個人情報）

第3条 条例別表第2第1項の規則で定める事務は、児童福祉法第19条の3第7項に規定する医療受給者証に関する事務とし、同表第1項の規則で定める情報は、当該医療受給者証に係る医療費支給認定（同法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定をいう。）若しくは医療費支給認定の変更の認定（同法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定をいう。）を受けた小児慢性特定疾病児童等（同法第6条の2第2項に規定する小児慢性特定疾病児童等をいう。）又は医療費算定対象世帯員（児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）第22条第2項に規定する医療費算定対象世帯員をいう。）に係る難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第1項の規定による支給認定若しくは同法第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定に関する情報とする。

2 条例別表第2第2項の規則で定める事務は、地方税法の規定による県税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務とし、同項の規則で定める情報は、当該調査に係る次に掲げる情報とする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する次に掲げる情報

イ 生活保護法第19条第1項の保護の実施に関する情報

ロ 生活保護法第24条第1項の保護の開始又は同条第9項の保護の変更に関する情報

ハ 生活保護法第25条第1項の職権による保護の開始又は同条第2項の職権による保護の変更に関する情報

ニ 生活保護法第26条の保護の停止又は廃止に関する情報

ホ 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報

ヘ 生活保護法第63条の保護に要する費用の返還に関する情報

ト 生活保護法第77条第1項又は第78条第1項から第3項までの徴収金の徴収（同法第78条の2第1項又は第2項の徴収金の徴収を含む。）に関する情報

(2) 公営住宅法（昭和26年法律第193号）の規定による公営住宅（同法第2条第2号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する次に掲げる情報

イ 公営住宅法第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する情報

ロ 公営住宅法第16条第4項（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免に関する情報

ハ 公営住宅法第18条第1項の敷金の徴収に関する情報

ニ 公営住宅法第19条（同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。）の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予に関する情報

ホ 公営住宅法第25条第1項の入居者の決定に関する情報

ヘ 公営住宅法第27条第5項又は第6項の事業主体の承認に関する情報

ト 公営住宅法第29条第1項又は第32条第1項の明渡し請求に関する情報

チ 公営住宅法第29条第5項の家賃の決定又は同条第6項の金銭の徴収に関する情報

リ 公営住宅法第29条第7項の期限の延長に関する情報

ヌ 公営住宅法第30条第1項のあっせん等に関する情報

ル 公営住宅法第34条の収入状況の報告の請求等に関する情報

ヲ 公営住宅法第48条の条例で定める事項として山形県県営住宅条例（昭和37年3月県条例第23号）で定める県営住宅（同条例第2条第1号に規定する県営住宅をいう。）の管理に関する情報

3 条例別表第2第3項の規則で定める事務は、母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条第1項又は第31条の6第1項の資金の貸付けの申請に係る事実についての審査に関する事務とし、同表第3項の規則で定める情報は、当該申請を行う者又は申請を行う者の母若しくは父に係る児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条第1項の児童扶養手当の支給に関する情報とする。

4 条例別表第2第4項の規則で定める事務は、難病の患者に対する医療等に関する法律第7条第4項に規定する医療受給者証に関する事務とし、同表第4項の規則で定める情報は、当該医療受給者証に係る支給認定（同法第7条第1項に規定する支給認定をいう。）若しくは支給認定の変更の認定（同法第10条第2項の規定による支給認定の変更の認定をいう。）を受けた指定難病（同法第5条第1項に規定する指定難病をいう。）の患者又は医療費算定対象世帯員（難病の患者に対する医療等に関する法律施行令（平成26年政令第358号）第1条第2項に規定する医療費算定対象世帯員をいう。）に係る児童福祉法第19条の3第3項の規定による医療費支給認定若しくは同法第19条の5第2項の規定による医療費支給認定の変更の認定に関する情報とする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第71号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則を廃止する規則

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の施行に関する規則（平成16年1月県規則第3号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第72号

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年1月県規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ロを次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第73号

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則（昭和39年12月県規則第84号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者（法第6条第6項に規定する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの（以下「配偶者のな

い女子で現に児童を扶養しているもの」という。)として貸付けを受けようとする者に限る。)又は申請者(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに扶養されている児童(法第13条第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)として貸付けを受けようとする者に限る。)の母が児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条第1項の認定を受けている者である場合 児童扶養手当証書の写し又は福祉事務所長の証明書

ロ イ以外の場合 法第6条第1項に規定する配偶者のない女子(以下「配偶者のない女子」という。)であることを証する書類

第2条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 知事は、山形県個人番号の利用に関する条例(平成27年12月県条例第60号)第3条第2項の規定により同項に規定する特定個人情報であつて前項第2号イに定める書類と同一の内容を含むものを利用することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

第16条の3第1項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 申請者(法第6条第6項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの(以下「配偶者のない男子で現に児童を扶養しているもの」という。)として貸付けを受けようとする者に限る。)又は申請者(配偶者のない男子で現に児童を扶養しているものに扶養されている児童(法第31条の6第1項に規定する20歳以上である子その他これに準ずる者を含む。)として貸付けを受けようとする者に限る。)の父が児童扶養手当法第6条第1項の認定を受けている者である場合 児童扶養手当証書の写し又は福祉事務所長の証明書

ロ イ以外の場合 配偶者のない男子であることを証する書類

第16条の3第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 第2条第2項の規定は、前項第2号イに定める書類について準用する。

第17条第2項中「第2条第2項」を「第2条第3項」に改める。

別記様式第1号(1)中

「

（表面）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
（配偶者のない女子又は男子用）

貸付決定番号

受 付 印

申 請 者	フリガナ				
	氏 名		男・女	年 月 日生	
	フリガナ				
	住 所	郵便番号			
	電 話 番 号	自宅	携帯電話		
	勤 務 先	名 称		職 業	
		フリガナ			
	先 住 所	郵便番号	電話番号		
収 入	月収	円	内訳（ ）		

を

「

（表面）

母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
（配偶者のない女子又は男子用）

貸付決定番号

受 付 印

本人確認欄

申 請 者	フリガナ		個人番号		
	氏 名			男・女	年 月 日生
	フリガナ				
	住 所	郵便番号			
	電 話 番 号	自宅	携帯電話		
	勤 務 先	名 称		職 業	
		フリガナ			
	先 住 所	郵便番号	電話番号		
収 入	月収	円	内訳（ ）		

に

改める。

別記様式1号(2)中

（表面）
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
（児童又は子用）

	貸付決定番号	受 付 印

申 請 者	フリガナ		男・女	年 月 日生	を	
	氏 名					
	フリガナ	郵便番号				
	住 所					
	電 話 番 号	自宅	携帯電話			
	修学又は修業先	電話番号				
修学（業）年限	年間	学 年	年			

（表面）
母子（父子・寡婦）福祉資金貸付申請書
（児童又は子用）

	貸付決定番号	受 付 印	本人確認欄

申 請 者	フリガナ		個人番号	男・女	年 月 日生	に	
	氏 名						
	フリガナ	郵便番号					
	住 所						
	電 話 番 号	自宅	携帯電話				
	修学又は修業先	電話番号					
修学（業）年限	年間	学 年	年				

改める。

別記様式第25号中

母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書

年 月 日」を

母子（父子・寡婦）福祉資金償還免除申請書

本人確認欄

に、

年 月 日

借主氏名	
------	--

を

借主氏名		個人番号	
------	--	------	--

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号(1)、別記様式第1号(2)及び別記様式第25号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第74号

山形県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

山形県児童福祉法施行細則（昭和42年3月県規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条の4第1項第1号及び第2号中「職業」を「個人番号、職業」に改める。

別記様式第1号中

ふりがな 本人氏名		年齢 歳	男・女	生年月日	年 月 日
--------------	--	---------	-----	------	-------

を

ふりがな 本人氏名		年齢 歳	男・女	生年月日	年 月 日
個人番号					

に、

年 月 日	電話番号
郵便番号	

を

年 月 日	電話番号
郵便番号	個人番号

に改める。

別記様式第1号別紙2を次のように改める。

別記様式第2号（表）中

受診者	フリガナ			性別	男・女	生年月日	年 月 日 () 歳
	氏名						
	フリガナ						
	住所	(郵便番号)	(電話番号)				
加入している医療保険	被保険者証等の種別	全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・国民健康保険・後期高齢者・生活保護・その他 ()					
	被保険者証等の記号及び番号		保険者の名称				
受診者の保護者	フリガナ					受診者との続柄	裏面のとおりに
	氏名						
	フリガナ	住所	(郵便番号)	(電話番号)	支給認定基準世帯員の氏名等及び特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請の有無		

を

受診者	フリガナ			性別	男・女	生年月日	年 月 日 () 歳
	氏名						
	個人番号						
	フリガナ						
住所	(郵便番号)	(電話番号)					
加入している医療保険	被保険者証等の種別	全国健康保険協会・健康保険組合・共済組合・国民健康保険・生活保護・その他 ()					
	被保険者証等の記号及び番号		保険者の名称				
受診者の保護者	フリガナ					受診者との続柄	裏面のとおりに
	氏名						
	個人番号						
	フリガナ	住所	(郵便番号)	(電話番号)	支給認定基準世帯員の氏名等及び特定医療費（指定難病）若しくは小児慢性特定疾病医療費の支給認定又は支給認定の申請の有無		

に、

今回申請する受診者が特定医療費の支給認定を受けている場合	有・無	特定医療費の受給者番号							
------------------------------	-----	-------------	--	--	--	--	--	--	--

を

今回申請する受診者に係る特定医療費（指定難病）の支給認定又は支給認定の申請の有無	有・無	病名							に、
		特定医療費（指定難病）の受給者番号							

「氏名」を「氏名」に改め、同様式（表）の備考第2項を次のように改める。

2 「申請区分」、「性別」及び「被保険者証等の種別」の欄については、該当するものを○で囲むこと。
別記様式第2号（表）の備考に次の1項を加える。

3 「今回申請する受診者に係る特定医療費（指定難病）の支給認定又は支給認定の申請の有無」の欄については、該当するものを○で囲み、「有」を○で囲んだ場合には、支給認定を受けている場合は病名及び受給者番号を、申請中の場合は病名を記入すること。

別記様式第2号（裏）中

氏名	受診者との続柄	職業又は就学の状況等
	本人	

を

氏名	個人番号	受診者との続柄
		本人

に、

特定医療費（指定難病）又は小児慢性特定疾病医療費の支給認定の申請の有無

を

特定医療費（指定難病）若しくは小児慢性特定疾病医療費の支給認定又は支給認定の申請の有無

に、

有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費）
（病名： ）

を

無・有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費）
（病名及び受給者番号： ）

に改め、同様式（裏）の備考第2項中「又は」を「若し

くは」に、「の申請」を「又は支給認定の申請」に、「病名」を「支給認定を受けている場合は病名及び受給者番号を、申請中の場合は病名」に改める。

別記様式第2号の2中

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名					
受診者の保護者	フリガナ					
	住 所	(郵便番号)	(電話番号)			
受診者の保護者	フリガナ		受診者との続柄			
	氏 名					
受診者の保護者	フリガナ					
	住 所	(郵便番号)	(電話番号)			
		(受診者と同じ場合は記入不要)				

を

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏 名					
	個人番号					
受診者の保護者	フリガナ					
	住 所	(郵便番号)	(電話番号)			
受診者の保護者	フリガナ		受診者との続柄			
	氏 名					
	個人番号					
受診者の保護者	フリガナ					
	住 所	(郵便番号)	(電話番号)			
		(受診者と同じ場合は記入不要)				

に、

「氏 名」を「氏 名」に改める。
 (記名押印又は署名)

別記様式第2号の7中

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名					
受診者の保護者	フリガナ					
	住所	(郵便番号)	(電話番号)			
受診者の保護者	フリガナ		受診者との続柄			
	氏名					
	住所	(郵便番号)				
		(受診者と同じ場合は記入不要)				

を

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名					
	個人番号					
受診者の保護者	フリガナ					
	住所	(郵便番号)	(電話番号)			
受診者の保護者	フリガナ		受診者との続柄			
	氏名					
	個人番号					
	住所	(郵便番号)				
		(受診者と同じ場合は記入不要)				

に、

「氏名」を「氏名」に改める。
(記名押印又は署名)

別記様式第3号中

職	業	備	考

を

個人番号	職	業	備	考

に改める。

別記様式第4号中

職業又は就学の状況等	備	考

を

個人番号	職業又は就学の 状況等	備	考

に改める。

別記様式第4号の2の2（表）中

氏名 (記名押印又は署名)	
------------------	--

を

氏名 (記名押印又は署名)	個人番号
------------------	------

に、

申請に係る 障がい児の氏名	
------------------	--

を

申請に係る 障がい児の氏名	個人番号
------------------	------

に改める。

別記様式第4号の3中

氏名 (記名押印又は署名)	
------------------	--

を

氏名 (記名押印又は署名)	個人番号
------------------	------

に、

届出申請に係る 障がい児氏名	
-------------------	--

を

届出申請に係る 障がい児氏名	個人番号
-------------------	------

に改める。

別記様式第4号の5中

申請者 (記名押印又は署名)	
-------------------	--

を

「申請者
(記名押印又は署名) 個人番号」に、「申請に係る
障がい児氏名」を

「申請に係る
障がい児氏名 個人番号」に改める。

別紙様式第4号の6中 「申請者氏名
(記名押印又は署名)」を

「申請者氏名
(記名押印又は署名) 個人番号」に、

氏 名

を

「氏 名
個人番号
個人番号
個人番号」に改める。

別記様式第5号の2(表)中

性別	年齢	生年月日

を

性別	年齢	生年月日	個人番号

に、

「生年月日 職 業」を

生年月日	個人番号	職 業

に改め、同様式

(裏)の注書第3項中「里親希望者」を「里親希望者及びその同居人」に改める。

別記様式第6号の3の2中「及び」を「、個人番号及び」に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第1号から別記様式第2号の2まで、別記様式第2号の7、別記様式第3号、別記様式第4号、別記様式第4号の2の2、別記様式第4号の3、別記様式第4号の5、別記様式第4号の6、別記様式第5号の2及び別記様式第6号の3の2の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第75号

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

山形県婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年3月県規則第13号）の一部を次のように改正する。

第10条中「第15条の6第3項」を「第15条の7第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第76号

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則（昭和55年4月県規則第16号）の一部を次のように改正する。

別記様式第8号中

氏名	措置入院者との続柄	年齢	職業	勤務先

を

に改める。

氏名	個人番号	措置入院者との続柄	年齢	職業

「障がい者手帳申請書

別記様式第25号の2中

※市町村名	
※受理年月日	

を

「障害者手帳申請書

※市町村名	
※受理年月日	
※本人確認	

に、

フリガナ 氏名		⑨	性別	男・女	生年 月日	年 月 日
住所	電話 ()					

を

フリガナ 氏名		⑨	性別	男・女	生年 月日	年 月 日						
住所	電話 ()											
個人番号												

に改め、

同様式の注書第3項中「社会保険事務所」を「年金事務所」に改める。

別記様式第25号の3を次のように改める。

様式第25号の3

年 月 日

山形県知事 殿

住 所
氏 名（記名押印又は署名）
個人番号

精神障害者保健福祉手帳返還届出書

精神障害の状態がなくなった（精神障害者保健福祉手帳の再交付を受けた後に紛失した精神障害者保健福祉手帳を発見した、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が死亡した）ので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条の2第1項（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条第2項、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第10条の2第1項）の規定により返還します。

（注） 個人番号は、精神障害の状態がなくなった場合のみ記入してください。

（市町村記入欄）

本人確認

別記様式第25号の4中 「 年 月 日生 「 年 月 日生
現行の手帳番号 を 個人番号 に、「精神障が
現行の手帳番号 」

い者保健福祉手帳居住地等変更届出書」を「精神障害者保健福祉手帳居住地等変更届出書」に、

「(注) 都道府県の区域を越えて居住地を変更したときは、本届出書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。」を

「(注) 都道府県の区域を越えて居住地を変更したときは、本届出書のほかに、手帳交付の申請書を提出してください。」

(市町村記入欄)

本人確認

に改める。

別記様式第25号の5中「 年 月 日生」を「 年 月 日生」に、「精神障がい者保
個人番号」

健福祉手帳再交付申請書」を「精神障害者保健福祉手帳再交付申請書」に、

「(注) 紛失以外の理由により申請するときは、障害者手帳を添付してください。」を

「(注) 紛失以外の理由により申請するときは、障害者手帳を添付してください。」

(市町村記入欄)

本人確認

に改める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第8号、別記様式第25号の2及び別記様式第25号の3から別記様式第25号の5までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第77号

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県身体障害者福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月県規則第25号）の一部を次のように改正する。
別記様式第3号を次のように改める。

様式第3号

身体障がい者 居住地 変更届
氏 名

年 月 日

山 形 県 知 事 殿

ふりがな
氏 名
生年月日
個人番号

年 月 日生

年 月 日下記のとおり 居住地
氏 名 を変更したので届け出ます。

新居住地	〒	ふりがな 新氏名	児童（ ）		
旧居住地		旧氏名	児童（ ）		
手帳番号	交付年月日	障 害 名	等級	児童との続柄	
都・道・府・県・市 第 号	年 月 日	機能障害	級		

(市町村記入欄)

年 月 日身体障害者手帳記載済、台帳整理済	本人確認

備考 身体に障害のある15歳未満の児童については、保護者が届け出ること。この場合は、（ ）内に児童の氏名及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

別記様式第4号を次のように改める。
様式第4号

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

山形県知事 殿

のりづけ

写真貼付
(脱帽・上半身)
縦4センチ×横3センチ

〒
住 所
ふりがな
氏 名 ㊟ (男・女)
生年月日 年 月 日生
個人番号
職 業 電話番号 ()
児童との続柄

※15歳未満の児童

ふりがな
氏 名 (男・女)
生年月日 年 月 日生
個人番号

身体障害者福祉法による身体障害者手帳を再交付願いたく、関係書類を添えて申請します。

再 交 付 申 請 理 由	手 帳 番 号	交 付 年 月 日
紛失・破損・程度変更 障害名追加・再認定	都・道・府・県・市 第 号	年 月 日

(市町村記入欄)

本人確認

- 備考
- 1 身体に障害のある15歳未満の児童については、保護者が代わって申請すること。この場合は、児童の氏名、生年月日及び個人番号を※の欄に記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
 - 2 写真（申請前1年以内に脱帽して正面から上半身を撮影した、縦4センチメートル、横3センチメートルのもの）を貼付すること。
 - 3 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第5号を次のように改める。

様式第5号

身体障害者手帳返還届

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

下記の身体障害者手帳を再交付（破損、非該当、死亡（ 年 月 日））のため返還いたします。

記

手帳内容	住 所	
	氏 名	
	身体障害者手帳番号	都・道・府・県・市 第 号
	同上交付年月日	年 月 日
	障 害 名	機能障害 級
個人番号		

(市町村記入欄)

本人確認

備考 「個人番号」の欄は、「非該当」又は「死亡」により返還する場合に、身体障害者の個人番号を記入すること。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第3号から別記様式第5号までの規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第78号

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月県規則第70号）の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

様式第4号

自立支援医療費支給認定申請書 (精神通院) (新規・再認定・変更)											
障害者・児	フリガナ 受診者氏名				性別	男・女	年齢	歳	生年月日 年 月 日		
	受診者住所	〒					電話番号				
	個人番号										
未 満 の 場 合 18 歳	フリガナ 保護者氏名						受診者との 関係				
	保護者住所	〒					電話番号				
	保護者個人番号										
負 担 額 に 関 す る 事 項	受診者の被保険者証 の記号及び番号				保険者名						
	保険の区分	1 健保(本人・家族) 2 国保(一般・退職本人・退職家族) 3 船保(本人・家族) 4 各種共済(本人・家族) 5 老保 6 生保(受給中・申請中:()福祉事務所) 7 労災 8 その他()									
	受診者と同一 保険の加入者 氏名・個人番号										
	該当する 所得区分 ※チェックシ ートを参照く ださい。	所得区分	下記の1～6のいずれか、当てはまるものに○をつけてください。								
		生活保護世帯: 生保	1	受診者が生活保護受給世帯							
		市町村民税非課 税世帯:低1	2	受診者が市町村民税非課税世帯に属し、受診者の収入(障害年金・特別児童扶養手 当・特別障害者手当等を含む。)が80万円以下(受診者が18歳未満の場合は保護者全 員の収入がそれぞれ80万円以下)							
		市町村民税非課 税世帯:低2	3	受診者が市町村民税非課税世帯に属し、2以外のもの							
		市町村民税課税 世帯:中間1	4	受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象と なる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が33,000円未満							
		市町村民税課税 世帯:中間2	5	受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象と なる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が33,000円以上235,000円未満							
	市町村民税課税 世帯:一定以上	6	受診者が市町村民税課税世帯に属し、加入している医療保険の保険料の算定対象と なる方が納めている市町村民税(所得割)の合計が235,000円以上								
重度かつ継続(所得区分が中間1、中間2又は一定以上の場合)※チェックシートを参照ください。 該当 ・ 非該当											
精神障害者保健福祉手帳番号											
受診を希望する指 定自立支援医療機 関(薬局・訪問看 護事業所・精神科 デイケアを含む。)	医療機関名			所在地			電話番号				
既存の受給者番号				既存の受給者証の有効期限			年 月 日				
医療の具体的方針 の変更	有・無			前回の支給認定の申請書への 診断書の添付			有・無				
自立支援医療費の支給認定を受けたいので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第53条第1項の 規定により、上記のとおり申請します。 年 月 日											
山形県知事 殿						申請者氏名 ㊟					
<p>(注意)</p> <p>1 世帯区分及び所得区分を確認する書類を添付してください。</p> <p>2 重度かつ継続に該当する場合は、「重度かつ継続に関する意見書」を添付してください。</p> <p>3 判定の結果、該当する所得区分や「重度かつ継続」の該当・非該当が変更される場合があります。</p> <p>4 前回の支給認定の申請書に診断書を添付した方が、その有効期間満了後に引き続き支給認定の申請を行 う場合であって、前回の支給認定の申請時から医療の具体的方針の変更がない場合は、診 断書の添付を省略することができます。</p>											
ここから下の欄には記入しないでください。											
自治体記入欄											
申請受理	進達收受			認定年月日							
本人確認							被保険者証等 住民票				
前回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上			世帯確認書類			不要 その他()				
今回所得区分	生保・低1・低2・中間1・中間2・一定以上										
所得確認方法	個人番号 市町村民税課税証明書 市町村民税非課税証明書 標準負担額減額認定証 生活保護受給世帯の証明書等 年金証書の写し等 その他() 同意書(課税額等 円)										
前回重度かつ継続	該当 ・ 非該当			主たる精神障害 (今回)			F0 F1 F2 F3 G40 その他/多数				
今回重度かつ継続	該当 ・ 非該当										
今回の支給認定に係 る診断書の添付	有(医療用・手帳同時用)・無(医療用2年目・手帳同時用2年目)										
整理番号	適			否			【備考】				

- 備考 1 署名した場合は、押印を省略することができる。
2 新規・再認定・変更のいずれかを○で囲むこと。

別記様式第9号を次のように改める。

様式第9号

自立支援医療受給者証等記載事項変更届（精神通院医療）				
受 診 者	フリガナ		性 別	生 年 月 日
	氏 名		男・女	年 月 日
	フリガナ			
	住 所			
	個 人 番 号			
保 護 者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ			続 柄
	氏 名			
	フリガナ			
	住 所			
	個 人 番 号			
自立支援医療費受給者番号				
受給者証の有効期間		年 月 日	から	年 月 日
変 更 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後	
	受診者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)			
	保護者に関する事項 (氏名・住所・電話番号)			
	被保険者証に関する事項 (記号及び番号・保険者名・ 受診者と同一の加入者)			
	精神障害者保健福祉手帳 番号・身体障害者手帳			
備 考				
<p>上記のとおり自立支援医療受給者証及び自立支援医療支給認定申請書の記載事項に変更があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第32条第1項の規定により届け出ます。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">届出者氏名 ㊟</p> <p>山形県知事 殿</p>				

(市町村記入欄)

本人確認

備考 署名した場合は、押印を省略することができる。

別記様式第10号中

支給認定障害者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所		連絡先（電話番号） — —	
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続	柄
	氏名			
	住所		連絡先（電話番号） — —	

を

支給認定障害者	フリガナ		性別	生年月日
	氏名		男・女	年 月 日
	住所		連絡先（電話番号） — —	
	個人番号			
保護者 (受診者が18歳未満の場合記入)	フリガナ		続	柄
	氏名			
	住所		連絡先（電話番号） — —	
	個人番号			

に、

医療受給者証の返還
受領印

を

本人確認	医療受給者証の返還
	受領印

に改める。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第4号、別記様式第9号及び別記様式第10号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第79号

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関する規則（平成26年12月県規則第68号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号（表）中

フリガナ		性別
氏名		

フリガナ		性別
氏名		
個人番号		

フリガナ		受診者との続柄
氏名		

フリガナ		受診者との続柄
氏名		
個人番号		

「氏名」を「氏名」(記名押印又は署名)に改め、同様式（裏）中

氏名	氏名	個人番号

--

有（特定医療費・小児慢性特定疾病医療費） （病名： ）
無

別記様式第7号を次のように改める。

様式第7号

特定医療費（指定難病）受給者証記載事項等変更届

受診者	フリガナ		性別	男・女	生年月日	年 月 日 (歳)
	氏名					
	個人番号					
	フリガナ	(郵便番号)				
	住所				(電話番号)	
受診者の保護者 (受診者が18歳未満の場合に記入すること。)	フリガナ		受診者との続柄			
	氏名					
	個人番号					
	フリガナ	(郵便番号)				
	住所 (受診者と同じ場合は記入不要)				(電話番号)	
受給者番号						
変更事項	変更前			変更後		
<input type="checkbox"/> 受診者に関する事項 (氏名、住所及び電話番号)						
<input type="checkbox"/> 受診者の保護者に関する事項 (氏名、住所及び電話番号)						
<input type="checkbox"/> 被保険者証に関する事項 (種別、記号及び番号、保険者の名称並びに受診者と同一の医療保険に加入している者の氏名及び個人番号)						
<input type="checkbox"/> 医療保険の適用区分						
<input type="checkbox"/> 支給認定基準世帯員に関する事項 (氏名及び個人番号)						
<input type="checkbox"/> その他	1 治癒 2 死亡 3 その他 ()					
変更年月日	年 月 日			年 月 日		
特定医療費支給認定申請書及び特定医療費受給者証の記載事項に変更があったので、難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則第13条第1項の規定により、上記のとおり届け出ます。 年 月 日 届出者（受診者又はその保護者） 住 所 氏 名 山形県知事 殿 (記名押印又は署名)						

- 備考 1 変更がある事項の□にレ印を記入し、変更の内容を記入すること。
 2 「性別」及び「その他」の欄については、該当するものを○で囲むこと。

附 則

- この規則は、平成28年1月1日から施行する。
- 改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第80号

山形県立職業能力開発校に関する規則等の一部を改正する規則

(山形県立職業能力開発校に関する規則の一部改正)

第1条 山形県立職業能力開発校に関する規則（昭和33年7月県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第15条の6第1項第1号」を「第15条の7第1項第1号」に改める。

(山形県職業転換給付金支給規則の一部改正)

第2条 山形県職業転換給付金支給規則（昭和41年12月県規則第91号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「第15条の6第1項各号」を「第15条の7第1項各号」に改める。

(山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則の一部改正)

第3条 山形県立産業技術短期大学校条例等施行規則（平成5年4月県規則第27号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第15条の6第1項第2号」を「第15条の7第1項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第1069号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計画を次のとおり認可した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所又は所在地	
山口 泰弘	山形市大字二位田43番地	山形市西二位田41番1ほか5筆
森谷 隆一	山形市大字風間43番地	山形市豊風77番ほか1筆
松田 和浩	山形市大字中野100番地	山形市東籠野町7番ほか3筆
細矢 拓真	山形市大字村木沢334番地5	山形市大字常明寺字大明神1222番
深瀬 嘉明	山形市印役町四丁目1番34号	山形市追散4番1ほか3筆
平吹 正春	山形市大字前明石111番地	山形市西前明石49番ほか2筆

平田 華織	山形市城西町四丁目 9 番31号	山形市大字内表字内表南575番 1 ほか 5 筆
西村 博幸	山形市大字柏倉835番地	山形市富神前52番
新関 庄廣	山形市大字村木沢414番地	山形市大字村木沢字替所6927番 1
長岡 幸一	山形市大字内表53番地	山形市大字内表字内表西722番 ほか 3 筆
東海林 貞悦	山形市大字洪江248番地	山形市大字洪江字三条621番 2 ほか 3 筆
丹野 雅彦	山形市大字今塚685番地	山形市馬洗場39番ほか 2 筆
高橋 義信	山形市大字中野1966番地	山形市北田125番ほか 1 筆
須藤 久仁夫	山形市大字前明石300番地の 1	山形市大字前明石字水下1295番 1 ほか 7 筆
櫻井 俊明	山形市大字中野216番地	山形市大字西中野字箆野町23番
近藤 智洋	山形市大字成安553番地	山形市三社54番ほか 7 筆
後藤 強史	山形市大字漆山2492番地	山形市大字漆山字中丁4515番
池野 伸幸	山形市嶋南一丁目 5 番25号	山形市島89番
有限会社本沢農産	山形市大字長谷堂123番地	山形市大字長谷堂字飯森4729番 ほか 1 筆
農事組合法人村木沢あじさい営 農組合	山形市大字村木沢字金沢7198番地 2	山形市並柳19番ほか 1 筆
農事組合法人nextfarm 白川	山形市大字成安553番地	山形市大字中野目字高玉178番 ほか 3 筆
株式会社とかみファーム	山形市大字柏倉835番地	山形市大字柏倉字金池4068番ほ か 4 筆
木村 雅之	上山市原口500番地の 2	上山市須田板字下新田254番 1 ほか 4 筆
木村 正臣	上山市原口432番地	上山市原口字東原38番ほか 2 筆
佐藤 利男	上山市下生居128番地	上山市牧野字下川原557番
阿部 宏哉	上山市皆沢1010番地	上山市原口字下原283番ほか 2 筆
里見 健一	上山市小穴29番地	上山市阿弥陀地字中道西1320番 ほか 4 筆
塩野 英昭	上山市細谷1042番地	上山市阿弥陀地字谷地1491番ほ か 1 筆
佐竹 茂行	上山市川口54番地	上山市高松字中道2843番ほか 3 筆
齋野 義昭	上山市高松109番地	上山市高松字中里3062番

鈴木 寿和	上山市金谷442番地 1	上山市泉川字沼ノ上176番 1 ほか 6 筆
稲毛 泰一	上山市仙石29番地	上山市仙石字久保田664番 1 ほか 1 筆
鈴木 純一	上山市金生東一丁目 5 番17号	上山市泉川字沼ノ上171番
富田 政利	上山市中山2833番地	上山市中山字代5773番 2 ほか 1 筆
長谷川 惣一	上山市中山3559番地	上山市中山字境老3598番ほか29筆
有限会社タケダワイナリー	上山市四ツ谷二丁目 6 番 1 号	上山市金瓶字山ノ上244番 2 ほか 4 筆
逸見 正利	西村山郡河北町西里4861番地	西村山郡河北町西里字下楨6056番ほか 1 筆
本木 裕一	西村山郡河北町西里1194番地	西村山郡河北町西里字塩ノ淵5890番ほか 1 筆
奥津 光芳	西村山郡河北町大字溝延321番地	西村山郡河北町大字溝延字千苺428番 1 ほか 7 筆
高橋 利信	西村山郡河北町大字溝延561番地	西村山郡河北町大字溝延字稲荷原208番 1 ほか 4 筆
東海林 伸太郎	西村山郡河北町大字溝延字西浦188番地の 3	西村山郡河北町大字溝延字千苺495番ほか 4 筆
農事組合法人ファームひなの里	西村山郡河北町谷地丙113番地	西村山郡河北町谷地字月山堂1358番ほか 5 筆
渡辺 義信	西村山郡河北町谷地ひな市二丁目 6 番地の 1	西村山郡河北町谷地字東1832番
菊地 良浩	西村山郡大江町大字本郷丙633番地の 6	西村山郡大江町大字本郷字八幡前乙268番ほか 6 筆
須藤 典夫	最上郡金山町大字金山1546番地	最上郡金山町大字金山字入田茂沢2208番 1 ほか 1 筆
小向 裕一	最上郡金山町大字下野明678番地	最上郡金山町大字金山字金山町353番ほか 4 筆
柴田 和義	最上郡金山町大字有屋22番地	最上郡金山町大字有屋字向田表306番
須藤 謙	最上郡金山町大字下野明567番地	最上郡金山町大字有屋字下向357番ほか 7 筆
農事組合法人えぬふあーむ	最上郡金山町大字山崎字三枝11番地	最上郡金山町大字山崎字三枝26番ほか 3 筆
色摩 久市	南陽市鍋田1797番地の 1	南陽市鍋田字中ノ坪1685番 3
色摩 崇明	南陽市鍋田1795番地	南陽市鍋田字宿ノ浦1748番 1
後藤 英典	南陽市梨郷780番地	南陽市砂塚字上鼠田3300番ほか 3 筆
松木 峻太	南陽市梨郷812番地	南陽市梨郷字本館521番
竹田 聡	南陽市砂塚218番地	南陽市梨郷字落付場78番 1 ほか 2 筆

山田 幸一	南陽市宮内1075番地	南陽市三間通字北山1045番ほか 9筆
難波 衛市	鶴岡市藤沢乙89番地	鶴岡市湯田川字山谷49番ほか11 筆
富樫 俊弘	東田川郡三川町大字横川字隠里27番地	東田川郡三川町大字横川字重合 219番ほか11筆
梅津 保	東田川郡三川町大字横川字家岸119番地	東田川郡三川町大字横川字家岸 367番1ほか2筆

2 認可年月日

平成27年12月18日

山形県告示第1070号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の 種 類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
31506990001	豚	デュロック 種	ゼンノー シモフ リ ヤマガタ 7 0003	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場
31506990002	豚	バークシャ ー種	キプリン オカ15 ヤマガタ 4 0005	酒田市浜中字八 窪1	山形県農業総合研究センター 養豚試験場

山形県告示第1071号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことを発見したことについて次のとおり届出があった。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

家畜伝染病 の 種 類	家畜の種類	患畜、疑似 患畜の別	頭 数	発 生 場 所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患 畜	1	尾花沢市大字尾花沢5152番地の543	平成27. 12. 16

山形県告示第1072号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

事 業 名	地 区 名	工事完了年月日
農 村 地 域 防 災 減 災 事 業 (た め 池 整 備 事 業)	通 越 地 区	平成26年9月26日

山形県告示第1073号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月25日から平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市大字升形字堂ノ裏674番12から 同 674番1まで	旧	21.0メートル } 6.5	メートル 31
同 上	新	21.0メートル } 6.5	同 上

山形県告示第1074号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成27年12月25日から平成28年1月7日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 458号
- 2 供用開始の区間 新庄市大字升形字堂ノ裏674番12から
同 674番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年12月25日

山形県告示第1075号

河川区域の変更により、次のとおり廃川敷地等が生じた。

なお、関係図面は、県土整備部河川課及び置賜総合支庁建設部建設総務課において縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 河川の名称
一級河川最上川水系黒川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成27年12月17日
- 3 廃川敷地等の位置
上流 東置賜郡川西町大字高山字林1720番地先から
下流 東置賜郡川西町大字高山字一丁所二1742番4地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 656.95㎡

山形県告示第1076号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
平成27年11月27日 指令村総建第131号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

西村山郡大江町大字藤田字前田83番1、86番1、86番2、86番3の一部、88番1、88番3、88番4、89番、94番2の一部、86番2地先の一部（水路）、88番1地先の一部（水路）、88番1地先の一部（道路）

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

西村山郡大江町大字左沢882番地1 大江町長 渡邊 兵吾

山形県告示第1077号

次の開発行為は、完了した。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

平成27年11月24日 指令村総建第134号

2 開発区域に含まれる地域の名称

尾花沢市大字荻袋字堂ヶ塚1318-182、1318-202、1318-90の一部、1318-130の一部、1318-90地先市道IV-282号線の一部及び1318-130地先市道IV-277号線の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

尾花沢市若葉町一丁目1番3号 尾花沢市土地開発公社

山形県告示第1078号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第6中 「酒田支店」 を 「酒田みなみ支店」 に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月12日から施行する。

議 会 関 係

告 示

山形県議会告示第2号

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県議会議長 野 川 政 文

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県議会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月山形県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

教育委員会関係

規 則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山 形 県 教 育 委 員 会
委 員 長 菊 川 明

山形県教育委員会規則第20号

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

山形県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成19年2月県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ロを次のように改める。

- ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

公安委員会関係

規 則

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山 形 県 公 安 委 員 会
委 員 長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第12号

山形県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

山形県警察の組織に関する規則（平成14年3月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第40条第2項の表生活環境課の項中

特 捜 指 導 官	上司の命を受け、特に指定された犯罪の捜査に関する指導業務を処理し、関係事務を整理する。	を
-----------	---	---

特 捜 指 導 官	上司の命を受け、特に指定された犯罪の捜査に関する指導業務（営業秘密保護対策官の職務に関するものを除く。）を処理し、関係事務を整理する。	に改める。
営 業 秘 密 保 護 対 策 官	上司の命を受け、第22条第5号に掲げる事務（営業秘密侵害事犯に関するものに限る。）を整理する。	

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第61号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
すずきむつおと新世代を創る会	山 田 やす子	伊 藤 信 子	米沢市大字館山811-2	平成 27. 4. 16
ブ ド ウ 党	熊 谷 祥 太	池 田 孝 子	酒田市若原町12-23	同 8. 3
わたなべ泰山後援会	渡 部 泰 山	押 切 玉 喜	新庄市大手町2番29号	同 8. 13
星川もとい後援会	星 川 基	星 川 恵 子	最上郡舟形町舟形135-1	同 11. 2
山口ひろあき後援会	和 田 廣	天 野 良 光	南陽市若狭郷屋848-22	同 11. 13
森 富 広 後 援 会	信 夫 正 雄	荒 澤 広 光	最上郡舟形町堀内185-1	同 11. 20
伊藤とくいち後援会	伊 藤 篤 市	今 井 茂 樹	西村山郡大江町大字左沢2592番地-1	同 12. 2

山形県選挙管理委員会告示第62号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊 谷 誠

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内 容		異動年月日
			新	旧	
自由民主党米沢市支部	堤 郁 雄	会計責任者の氏名	鈴 木 藤 英	遠 藤 正 人	平成 27. 7. 5
自由民主党南陽支部	殿 岡 和 郎	主たる事務所の所在地	南陽市荻830	南陽市柗塚1511	同 7. 6
自由民主党高畠町支部	島 津 良 平	会計責任者の氏名	島 津 正 幸	竹 田 修 一	同 10. 16
社会民主党酒田鮑海支部	佐 藤 三 雄	会計責任者の氏名	佐 藤 三 雄	山 田 百 合 子	同 11. 26
民主党山形県第3総支部	吉 田 大 成	会計責任者の氏名	鈴 木 光 祐	佐々木 雄一郎	同 12. 7

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異 動 事 項	内 容		異動年月日
			新	旧	
もがみ優和会	結城福治	代表者の氏名	結 城 福 治	早 坂 義 範	平成 27.10.29
洋 志 会	鈴木 洋	会計責任者の 氏名	石 山 朋 人	天 口 亮 一	同 11.12
佐藤光義後援会	太田 実	主たる事務所の 所在地	上山市旭町2丁目3-61-9	上山市旭町2-9-32	同 11.15
吉田大成と刷新の 会	吉田大成	会計責任者の 氏名	鈴 木 光 祐	佐々木 雄一郎	同 12.7

山形県選挙管理委員会告示第63号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

平成27年12月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 の 氏 名	解 散 年 月 日
小林いくお後援会	井 上 進	平成27.10.30
加藤賢一後援会	加 藤 賢 一	平成27.11.12
一政会	鐘 水 一 美	平成27.11.17
やりみず一美後援会	鐘 水 秀 雄	平成27.11.17
菅原元後援会	前 田 勝	平成27.11.30
鈴木敏正後援会	八 代 登	平成27.11.30

山形県選挙管理委員会告示第64号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の届出があった。

平成27年12月25日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会
委 員 長 熊 谷 誠

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公 職 の 種 類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
渡 部 泰 山	新 庄 市 長	わたなべ泰山後援会	新庄市大手町2番29号	平成27.8.10

星川基舟形町長	星川もとい後援会	最上郡舟形町舟形135-1	同 11. 2
---------	----------	---------------	---------

山形県選挙管理委員会告示第65号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
加藤賢一	加藤賢一後援会	平成27. 11. 12
鐘水一美	一政会	同 11. 17

山形県選挙管理委員会告示第66号

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県選挙管理委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県選挙管理委員会告示第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号ロを次のように改める。

- ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

人事委員会関係**規 則**

山形県人事委員会規則1-2（山形県人事委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月25日

山形県人事委員会
委員長 安孫子 俊彦

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

- ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

山形県人事委員会規則4-1（職員の任用に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。
平成27年12月25日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

別表第3 医師及び歯科医師の職の病院事業管理者の病院の項職級2の欄中
「病院の副院長及び部長
総合周産期母子医療センター長」を「病院の副院長、部長及びセンター長」に改める。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

企 業 局 関 係

規 程

山形県企業管理規程第7号

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県企業管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

- ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

病 院 事 業 局 関 係

規 程

山形県病院事業管理規程第14号

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局組織規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局組織規程（平成15年3月県病院事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「部並びに」を「部及びセンター並びに」に改め、同項の表中「部名」を

「部・センター名」に改め、同表山形県立中央病院の項中

第一診療部	診療各科	
第二診療部	人工透析室	
	緩和ケア室	
	内視鏡室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	栄養管理係
	化学療法室	

を

第一診療部	診療各科（疼痛緩和内科を除く。）	
緩和ケアセンター	疼痛緩和内科	
	緩和ケア室	
第二診療部	人工透析室	
	内視鏡室	
	リハビリテーション室	
	栄養管理室	栄養管理係
	化学療法室	

に改める。

第17条第1項の表中

部長	部（病院の事務部、薬剤部及び看護部を除く。）	上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。	を
----	------------------------	--------------------------------	---

部長	部（病院の事務部、薬剤部及び看護部を除く。）	上司の命を受けて部の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。
センター長	緩和ケアセンター	上司の命を受けてセンターの事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第15号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

別表第2ロの項の表中

1	病院の長の職務	
2	病院の副院長又は副所長の職務	
3	病院の部長の職務	
4	職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務	を

1	病院の長の職務	
2	病院の副院長又は副所長の職務	
3	病院の部長又はセンター長の職務	
4	職務の内容及び責任の程度が前各項と同等又は相当と認められる職務であらかじめ管理者が定める職務	に改める。

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

山形県病院事業管理規程第16号

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年12月25日

山形県病院事業管理者 新 澤 陽 英

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成19年2月県病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号ロを次のように改める。

- ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

附 則

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により天童市から聴取した大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見の概要は、次のとおりである。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部産業経済企画課並びに天童市役所において平成28年1月25日まで縦覧に供する。

平成27年12月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 意見の聴取に係る大規模小売店舗の名称及び所在地
天童ファッションモール
天童市芳賀土地区画整理事業地74街区外
- 大規模小売店舗の新設に係る届出の公告を行った日
平成27年8月7日
- 意見の概要

出店予定地の周辺地域は幹線道路の整備並びに事業所及び住宅の建設が予定されている区域であるため、交通渋滞の緩和、騒音防止、適切な廃棄物処理、防犯等に関して、届出内容のとおり適正に対処するとともに、開店後、予測と異なる状況が発生した場合等には、速やかに対処すること。

特に、新規開店時をはじめとする混雑時は、渋滞緩和のために適切な対策を講じること。

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）及び同号ロに規定する者としての認定に係る審査（以下「駐車監視員資格者認定審査」という。）を次のとおり実施する。

平成27年12月25日

山 形 県 公 安 委 員 会

委 員 長 前 田 直 己

- 駐車監視員資格者講習
(1) 日時及び場所

内 容	日	時	場 所
講 義	期 日	平成28年2月8日（月）及び同月9日（火）	山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 講義 午前8時45分から午後5時まで 指示 午後5時から午後5時15分まで	
修了審査	期 日	平成28年2月16日（火）	
	時 間	受付 午前8時15分から午前8時45分まで 審査 午前9時から午前10時まで 発表 午前11時から正午まで	

- 受講申込書の受付期間等

イ 受付期間

平成28年1月4日（月）から同月25日（月）まで

ロ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 受講申込書の提出先及び提出方法

イ 提出先

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部交通部交通指導課（以下「交通指導課」という。）

ロ 提出方法

受講希望者本人が持参すること。代理人が提出する場合は、受講希望者からの委任状（様式は問わない。）を添付すること。

(4) 申込みに必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通（交通指導課若しくは最寄りの警察署で受領するか又は山形県警察本部のホームページからA4サイズで両面印刷すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 受講手数料20,000円（相当する額の山形県収入証紙を、イの受講申込書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された受講手数料は、還付しない。

(5) 定員

受講定員は100名とする。定員に達したときは、受付期間内であっても申込みを締め切る。

(6) 講習受講に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者講習受講票

ロ 筆記用具

2 駐車監視員資格者認定考査

(1) 日時及び場所

日		時	場 所
期 日	平成28年2月16日（火）		山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部
時 間	受付	午前8時15分から午前8時45分まで	
	考査	午前9時から午前10時まで	
	発表	午前11時から正午まで	

(2) 認定申請書の受付期間等

1の(2)と同じ。

(3) 認定申請書の提出先及び提出方法

1の(3)と同じ。

(4) 申込みに必要な書類等

イ 認定申請書 1通（交通指導課で受領すること。）

ロ 写真 1枚（申込み前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートル（裏面に氏名記載）のものを、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）

ハ 確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第10条第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書面

ニ 申請手数料4,500円（相当する額の山形県収入証紙を、イの認定申請書の所定の欄に貼り付けること。）
なお、納付された申請手数料は、還付しない。

(5) 認定考査受検に必要な書類等

イ 駐車監視員資格者認定考査受検票

ロ 筆記用具

3 問合せ先

本講習及び考査についての問合せは、交通指導課（電話023(626)0110 内線5124）に行うこと。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、平成27年11月に実施した平成26年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成27年12月25日

山形県監査委員 森 田 廣
 山形県監査委員 広 谷 五郎左エ門
 山形県監査委員 会 田 稔 夫
 山形県監査委員 加 藤 香

1 一般社団法人山形県私立学校振興基金協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
100,000,000円	基本財産の現在額 286,394,200円 県の出資割合 34.9%	私立学校の教育環境等を整えることにより教育等の充実を図り、もって山形県内の教育文化等の発展に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 山形ジェイアール直行特急保有株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
4,600,000,000円	基本財産の現在額 10,200,000,000円 県の出資割合 45.1%	山形新幹線の鉄道車両の貸付、鉄道施設の改良工事及びその施設の貸付並びに付帯関連する事業を実施し、もって在来線の活性化と地域の振興・発展に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 公益財団法人山形県生活衛生営業指導センター

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,000,000円	基本財産の現在額 5,000,000円 県の出資割合 40.0%	生活衛生関係営業の経営の健全化及び振興を通じてその衛生水準の維持向上を図り、併せて利用者又は消費者の利益の擁護を図る。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県生活衛生営業指導助成費補助金	16,420,000円	16,420,000円	生活衛生関係営業の経営の健全化を通じてその衛生水準の維持向上を図る目的で行う事業に要する経費に対して補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

4 公益財団法人山形県臓器移植推進機構

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
164,438,088円	基本財産の現在額 223,799,723円 県の出資割合 73.5%	臓器移植に関する知識の普及啓発を行うとともに、医療機関の移植体制及び臓器移植が円滑に行われるための支援を行うことにより、臓器移植の推進を図り、もって県民の医療の向上及び福祉の増進に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 社会福祉法人山形県社会福祉事業団

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
10,000,000円	基本財産の現在額 10,000,000円 県の出資割合 100.0%	多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、社会福祉事業を行う。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県立泉荘	65,381,060円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県立泉荘の施設等の維持管理及び運営に関する業務
山形県立総合コロニー希望が丘	492,251,046円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県立総合コロニー希望が丘の施設等の維持管理及び運営に関する業務

山形県福祉休養ホーム寿海荘	38,396,000円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県福祉休養ホーム寿海荘の施設等の維持管理及び運営に関する業務
---------------	-------------	------------------------------	----------------------------------

ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県社会福祉事業団運営費補助金	493,822,981円	222,341,581円	山形県社会福祉事業団の健全な運営を確保するために要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益財団法人山形大学産業研究所

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
26,500,000円	基本財産の現在額 104,530,000円 県の出資割合 25.4%	産・学・官の緊密な連携の下に、山形県内における工業技術に関する研究・振興を図り、もって地域社会の科学技術・産業の向上発展に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 学校法人慶應義塾（TTCK学術研究基金）

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
1,925,000,000円	基本財産の現在額 3,513,000,000円 県の出資割合 54.8%	慶應義塾大学先端生命科学研究所を設置し、庄内地方を中心とする地域をバイオテクノロジー研究の世界的な中心地として研究教育活動を展開し、人材の育成及び知的財産の形成を図るとともに、知的集積や産業創造を促進していく。

ロ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
慶應義塾大学先端生命科学研究教育研究費補助金	350,000,000円	350,000,000円	先端生命科学研究所の研究教育活動を推進するため、当該研究教育活動に要する経費に対して補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 公益財団法人山形県みどり推進機構

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
1,897,855,123円	基本財産の現在額 2,849,265,841円 県の出資割合 66.6%	緑豊かな生活環境の整備と県土緑化運動の展開を進めるために、緑化事業の推進と緑化思想の高揚を図るとともに、林業担い手の育成・確保を推進し、もって潤いと活力に満ちた県土づくりに寄与する。

ロ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	26年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県県民の森	36,234,870円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	山形県県民の森の管理及び運営に関する業務
山形県源流の森	44,168,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	山形県源流の森の管理及び運営に関する業務

ハ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県みどり推進機構運営費補助金	2,105,369円	1,389,000円	森林の整備や都市、農山村の緑化並びにこれを支える林業従事者の育成、確保を推進するとともに、県土緑化運動の展開を通して緑化に対する県民の理解を深める。
山形県森林整備促進・林業等再生事業補助金	24,663,270円	24,663,270円	効率的な素材生産等に対応した就業者を緊急育成するための、必要な講習等への参加や労働災害防止対策の実施に対し、補助金を交付する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 山形鉄道株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
150,000,000円	基本財産の現在額 478,450,000円 県の出資割合 31.4%	フラワー長井線の運営を行う。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 公益財団法人山形県暴力追放運動推進センター

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
450,000,000円	基本財産の現在額 626,565,000円 県の出資割合 71.8%	暴力団員による不当な行為の予防及び暴力団員による不当な行為による被害者等に対する支援等に関する事業を行い、県民の暴力団追放意識の高揚に資するとともに、暴力団追放活動を推進し、もって暴力団を根絶して安全で平穩な山形県の実現に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

11 株式会社ステージアンサンブル東北

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県県民会館	84,025,000円	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	山形県県民会館の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

12 社会福祉法人山形県身体障害者福祉協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県立点字図書館	29,289,000円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県立点字図書館の管理及び運営に関する業務
山形県身体障がい者保養所東紅苑	32,616,000円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県身体障がい者保養所東紅苑の管理及び運営に関する業務
山形県立ふれあいの家	12,284,000円	平成23年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県立ふれあいの家の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

13 酒田小型船舶安全協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポット	10,982,000円	平成24年4月1日 ～ 平成27年3月31日	第1酒田プレジャーボートスポット及び第2酒田プレジャーボートスポットの管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

14 鼠ヶ関自治会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
マリンパーク鼠ヶ関	1,821,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	マリンパーク鼠ヶ関の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

15 西蔵王公園施設企業共同体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
西蔵王公園	36,235,000円	平成26年4月1日 ～ 平成28年3月31日	西蔵王公園の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

16 悠創の丘企業共同体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
悠創の丘	24,722,000円	平成26年4月1日 ～ 平成27年3月31日	悠創の丘の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

17 庄内園芸緑化株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
庄内空港緩衝緑地	92,365,714円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	庄内空港緩衝緑地の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

18 山形県青年の家管理企業体

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県青年の家	40,511,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県青年の家の管理及び運営に関する業務

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

19 公益財団法人山形市体育協会

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	26年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県体育館及び山形県武道館	32,914,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県体育館及び山形県武道館の管理及び運営に関する業務

山形県あかねヶ丘陸上競技場	16,971,000円	平成25年4月1日 ～ 平成28年3月31日	山形県あかねヶ丘陸上競技場の管理及び運営に関する業務
---------------	-------------	------------------------------	----------------------------

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

20 庄内交通株式会社

監査実施年月日 平成27年11月16日

担当監査委員 森田 廣、広谷 五郎左エ門、会田 稔夫、加藤 香

(1) 監査事項

イ 交付した補助金に係る出納その他の事務の執行状況

補助金の名称	補助対象事業費	補助金額	補助の目的
山形県地域間幹線系統確保維持費等補助金	27,072,000円	13,533,000円	地域住民の生活に必要なバス路線のうち広域的、幹線的なものの運行維持を図るために要する経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。